

第10章 都市計画に関する調査・計画

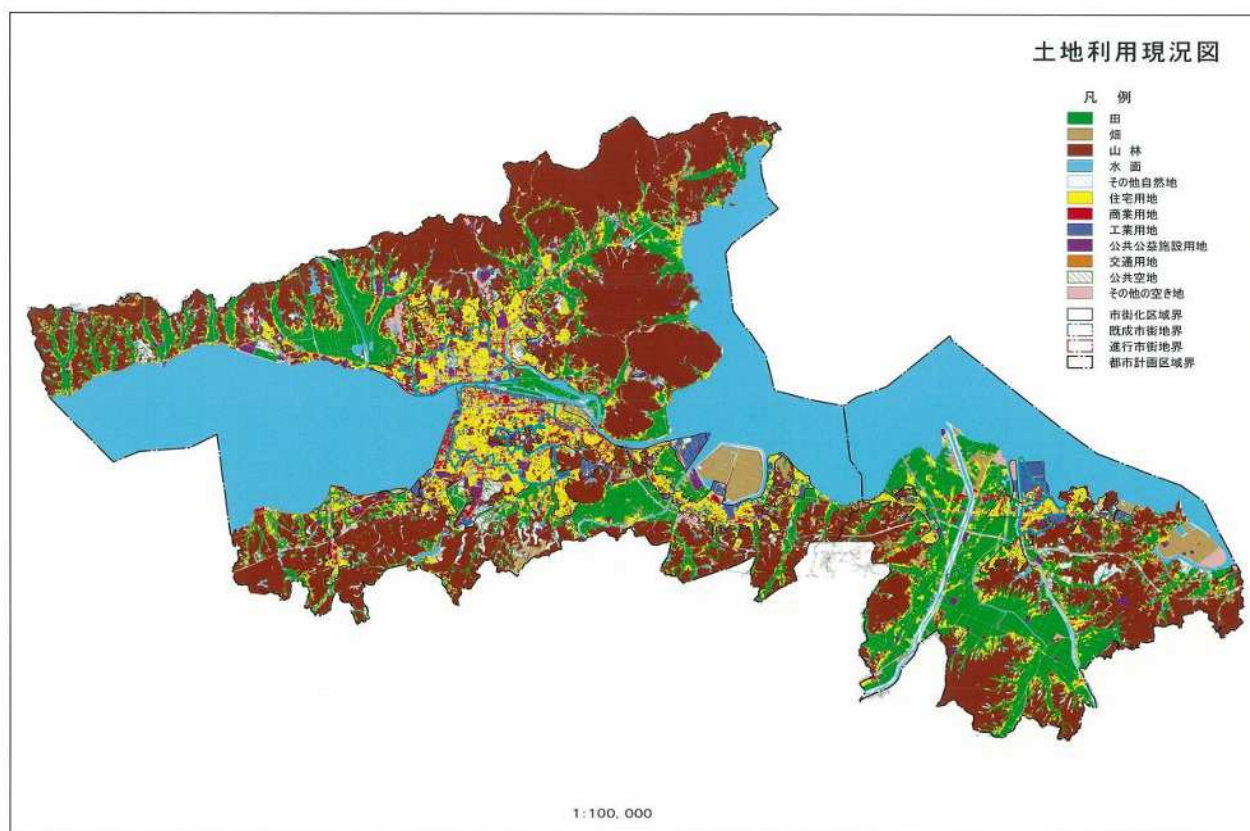
① 都市計画に関する調査・計画

a. 都市計画基礎調査

都市は生き物であるといわれているように、刻々と変化していきます。このため、都市計画の策定や見直しを適切に行うには、その都市の現状や動向を定期的に把握しておく必要があります。

都市計画基礎調査は、おおむね5年ごとに人口、土地利用、建物、都市施設等の現況や将来都市の見通しについて調査を行い、市街化区域及び市街化調整区域、用途地域などの都市計画の策定や見直しなどの基礎資料として利用されています。

土地利用現況図



b. 緑の基本計画

緑の基本計画は、「緑の基本方針」に基づいて各市町村が緑豊かな快適で個性的な都市づくりを進めるにあたり、地域の自然的、社会的条件等を十分に勘案しつつ創意工夫のもとに策定するものです。

(1) 緑の基本計画の内容

緑の基本計画はおおむね次の内容を定めます。

① 緑地の保全及び緑化の目標

- 中心市街地のみならず郊外部も含めた都市全体を対象として目標を設定します。
- 基本方針の緑被率、気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上等の目標を踏まえ、市町村の実情に応じた適切な目標等を設定します。

② 緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

- 市町村における都市緑地政策の理念やネットワーク形成の観点、都市の構造、土地利用の動向等を考慮して緑地の配置の方針を定めます。
- 地域課題に対して緑地が果たす役割を示しつつ、各種事業と連携できるようにグリーンインフラとして効果的に活用する方針等を設定します。

③ 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

- 目標を実現するため、都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区の指定・拡大、生産緑地地区の決定等の方針、民間企業やNPO法人、住民等の多様な主体との連携等に関する施策の展開方法について定めます。

緑の基本方針
全体ビジョン

緑の基本方針

市街地における
緑被率30%を目指し、
豊かに暮らせる
まちづくり



c. 街路交通調査

都市の健全な発展のためには、将来の都市像を見据えた上で、総合的かつ計画的な交通施設の整備が必要です。交通施設には道路をはじめ、駅前広場、駐車場、駐輪場、鉄道などがあります。これらの整備のためにはいろいろな交通調査を行い、現在の交通問題の解決はもちろんのこと将来の交通ニーズに対応した都市交通計画を策定します。

(1) 総合都市交通体系調査

各種の現状交通調査や、圏域内の開発計画を基に都市の将来像、将来土地利用を考慮した総合的な都市交通体系のマスタープランを策定するための調査です。

(2) まちづくり交通計画調査

「まちづくり交通計画調査」は、原則として、都市交通体系のマスタープランが策定されている都市圏において、個別の都市交通課題に対応するための計画を策定するものです。

歩行者・自転車道の整備、駐車場整備、路面公共交通等の計画策定等、都市圏の特性や課題の緊急性に応じて、必要な調査を機動的に実施するもので、調査内容は、地域の実情に応じて弾力的に企画・構成されます。